論点整理

1. 基本認識

外国為替証拠金取引は、証拠金を担保として外国通貨の売買を 差金決済で行う取引であるとされている。平成 10 年に外国為替業 務が完全自由化されて以降、外国為替証拠金取引を取り扱う業者 の数は増加の一途を辿っており、商品先物会社や証券会社のほか、 業法による監督を受けない専業会社も数多く参入している。

市場規模の拡大とともに、外国為替証拠金取引をめぐるトラブル・苦情も増加しており、その主な原因は、業者の執拗な勧誘や断定的判断の提供、説明不足、無断売買等の不公正な取引、決済後のトラブル(出金依頼をしても拒否される等)であると言われている。訴訟にまで発展するケースも少なからず見られ、中には業者の不法行為責任を認め、顧客の損害賠償請求を全額認容した事例も出ている。

外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防ぐため、外国為替証拠金取引が先物取引と同様の性質を有するデリバティブ取引であるとの整理の下、個人などの投資家保護を必要とする者を顧客として外国為替証拠金取引を取り扱う業者に対し、金融・証券先物取引に関するルールに倣ったルールの下、行政による監督がなされるよう措置することが必要ではないか。

また、足元で被害が急増していることを踏まえれば、外国為替証拠金取引への規制を念頭に置いた迅速な対応が必要であるが、 投資サービスに関する規制は機能別・横断的になされるべきであ るとの考え方を踏まえれば、同様の性格を有する取引については 幅広く規制の対象とすべきではないか。

2. 業者の適格性の確保について

外国為替証拠金取引を取り扱う業者の適格性を担保するため、 当該取引を営業として行う場合、一定の資本や、外国為替業務の 知識・経験を有する等の必要な人的構成を備えていることを要件 として、監督官庁への登録を義務づけるべきではないか。

3. 業者に対する行為規制について

(1) 勧誘規制・広告規制

外国為替証拠金取引については、顧客の知識、経験及び財産の 状況に照らして不適当と認められる勧誘は行わない(適合性の原 則)とのルールを業者に遵守させるべきではないか。

外国為替証拠金取引が高レバレッジの取引であることに鑑みれば、取引を希望していない消費者に対する勧誘(いわゆる「不招請の勧誘」)を禁止すべきではないか。

英国では、価格変動の激しい商品について、顧客の要求に基づかない電話・訪問勧誘を規制しているが、わが国においても同様の規制を導入することについてどのように考えるか。

その他、勧誘に関しては、以下のような一般的な規制を導入すべきではないか。

- 断定的判断の提供の禁止
- ・ 顧客に迷惑を覚えさせるような強引な勧誘の禁止
- ・ 損失負担・利益保証を約束した勧誘の禁止
- ・ 自己の名称や取引内容を告げない勧誘の禁止

また、広告規制として、事実に相違する表示や、投資家に誤解 を与えるような表示を禁止すべきではないか。

(2) 外国為替証拠金取引の商品性を踏まえた規制

現在行われている外国為替証拠金取引は、

- 少ない証拠金でより大きな金額の取引が行われる
- ・ 取扱手数料の他に売値と買値の差(スプレッド)や通貨間 の金利差調整額(スワップポイント)が投資家の負担する コストとなる
- ・ 取引所での取引がなく相対での取引が行われている
- ・ 24 時間取引が可能である

といった特徴がある。このような外国為替証拠金取引の商品性に 鑑み、業者に対し以下のような義務を課すべきではないか。

- ・ 証拠金比率や最低証拠金額、手数料体系(スプレッド・取 扱手数料・スワップポイント)損失が拡大した場合の対応 (ロスカットルール等)につき、顧客に書面を交付し、説 明する義務
- ・ 取引価格の提示に際し、売値・買値の双方を同時に明示する義務
- ・ 為替レートの変動により、預託証拠金が全額回収できなく なる可能性があり、かつ、損失が短期間に急激に拡大する 可能性もある(ロスカットルールがなければ預託証拠金全 額を超える損失が生じる可能性もある)旨事前に説明する 義務
- ・ 業者が過去に顧客に提示した為替レートについて開示する 義務
- ・ 顧客と自己で取引を行う業者(いわゆるプリンシパル)と の取引の媒介を行う業者(いわゆるイントロデューシン グ・ブローカー)の場合、取引の相手方となる業者及びそ の業務内容等を明示する義務

なお、顧客と海外業者との取引の媒介を行う業者についても、 海外業者が預託証拠金を返還せず投資家に被害を与えるという事件が発生した経緯を踏まえれば、規制の対象とすることが適当ではないか。また、媒介を行う業者に対して海外業者の業務内容等についての明示義務等を課すとともに、海外業者が不適切な者であることが判明した場合、当該海外業者への媒介業務を停止させるべきではないか。

(3) その他

業者が破綻した場合の、顧客からの預託証拠金の保全について どのように考えるか。業者が保管する部分については、区分管理 を義務付けるべきではないか。また、業者による顧客資産の保管 状況やカバー取引先における業者からの証拠金の保管状況等及び これに伴うリスクについての情報開示を義務付けるべきではない か。

その他、業者として守るべき一般的な義務として、以下のような規制を課すべきではないか。

- 顧客に対する誠実公正義務
- ・ 顧客からの出金依頼等の拒否、不当遅延の禁止
- 取引一仟契約の締結や無断売買の禁止
- ・ 両建て取引の禁止
- ・ 取引内容についての帳簿の作成・保存義務
- ・ 成立した取引についての書面の交付義務
- ・ 業務状況や財務状況についての定期的な開示義務

4. 業者の健全性を確保するための財務規制について

経済的基盤に乏しく、経営破たんの可能性の高い業者の参入を

抑制するため、最低資本金規制を導入すべきではないか。

カバー取引を行う義務を課すことについてどのように考えるか。 平成 10 年に外国為替業務が自由化されたことを踏まえれば、カバー取引先の信用力が低くなるケースも想定されるが、業者の健全性を確保するため、当該業者の財務状況を定期的に把握できるよう措置すべきではないか。このため、金融機関等以外の業者について、自己資本規制比率を導入する方が望ましいのではないか。

5 . その他の論点

実効性のある監督を行う上で、地方の財務局も含め、厳正な対応を可能とするためにどのような措置を講じることが必要か。検査については、証券取引等監視委員会が行うことが望ましいのではないか。また、業者の営業状態の透明性を確保するため、行政処分の公表のあり方や、登録の取消しに該当する違反行為や自己資本比率の明確化を図るなど、業者の退出ルールのあり方に十分配意する必要があるのではないか。

自主規制機関のあり方についてどう考えるか。自主規制ルールの整備及び執行、苦情解決、広報といった業務を担うべき組織を どのようにして整備するか。

法的措置を講じるにあたっては、早急な対応が必要とされるところであり、外国為替証拠金取引と金融先物取引との類似性に鑑み、金融先物取引法の改正を行うのが適当ではないか。

(以上)